

中間監査基準（抄） 新旧対照表

現 行	改訂案
<p>第一 中間監査の目的（略）</p> <p>第二 実施基準</p> <p>1～6（略）</p> <p>7 監査人は、会計上の見積りや収益認識等の判断に関して財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性のある事項、不正の疑いのある取引、特異な取引等、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合、それが中間財務諸表における重要な虚偽表示をもたらしていないかを確認するための実証手続を実施しなければならない。</p> <p>8～11（略）</p> <p>第三 報告基準</p> <p>1～8（略）</p> <p>9 監査人は、次に掲げる強調すること又はその他説明することが適当と判断した事項は、中間監査報告書にそれらを区分した上で、情報として追記するものとする。</p> <p>(1) <u>正当な理由による会計方針の変更</u></p> <p>(2)～(4)（略）</p>	<p>第一 中間監査の目的（略）</p> <p>第二 実施基準</p> <p>1～6（略）</p> <p>7 <u>監査人は、虚偽の表示が生じる可能性と当該虚偽の表示が生じた場合の金額的及び質的影響の双方を考慮して、固有リスクが最も高い領域に存在すると評価した場合には、そのリスクを特別な検討を必要とするリスクとして取り扱わなければならない。特に、監査人は、会計上の見積りや収益認識等の判断に関して財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性のある事項、不正の疑いのある取引や特異な取引等、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、そのリスクが中間財務諸表における重要な虚偽表示をもたらしていないかを確認するための実証手続を実施しなければならない。</u></p> <p>8～11（略）</p> <p>第三 報告基準</p> <p>1～8（略）</p> <p>9 監査人は、次に掲げる強調すること又はその他説明することが適当と判断した事項は、中間監査報告書にそれらを区分した上で、情報として追記するものとする。</p> <p>(1) <u>会計方針の変更</u></p> <p>(2)～(4)（略）</p>